



アメリカ

詐欺等による消費者の損失は年間100億ドル超

●FTC (アメリカ連邦取引委員会)ウェブサイト

<https://www.ftc.gov/reports/consumer-sentinel-network-data-book-2023>

<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/02/nationwide-fraud-losses-top-10-billion-2023-ftc-steps-efforts-protect-public>

FTCは1997年より、消費者が市場で経験した取引に関する問題の報告を収集している。2024年2月に公表された年次報告書では、2023年に報告のあった約540万件を詐欺、個人情報盗難、その他の3部門、29カテゴリーに分類し発表している。そのうち詐欺関連は前年とほぼ同数の約260万件にもかかわらず、その損失額総額は過去最高の100億ドル(約1兆5000億円)に達したという。

損失額の最多は、件数で第5位の投資詐欺で21%増の約46億ドルに上り、1件当たりの損失額中央値も前年の5,000ドルから7,700ドル台に増えている。また、件数最多のなりすまし詐欺の損失額は総額約27億ドル。次に多いのはネット通販関連(価格の非開示、商品の遅配・不達など)であった。

詐欺のきっかけはEメールが最多の約36万件で、

政府機関や企業のなりすましが非常に多い。損失額はSNSきっかけの詐欺が総額では最多。1人当たり損失額の中央値で最も多かったのは詐欺電話で1,480ドルであった。報告者のうち実際に金銭被害を受けた割合は20歳代が最多の44%で80歳以上は22%であったが、損失額中央値は20歳代の480ドルに対し80歳以上は1,450ドルであった。

デジタルツールを悪用した詐欺や不正に対抗するため、FTCは詐欺電話や迷惑メールの取り締まりや、なりすまし防止規則等の対策に加え、AIの音声クローンを不正使用した詐欺への対策や多言語による被害報告の受け付けなどを推進するという。自身や周囲の人を詐欺から守るためにFTCの詐欺報告専用サイトに通報することが法執行機関の対策を促し、ひいてはコミュニティを守ることになっている。



イギリス

獣医療サービス業の市場調査に着手

●CMA (イギリス競争・市場庁)ウェブサイト

<https://www.gov.uk/government/consultations/consultation-on-the-proposal-to-make-a-market-investigation-reference-into-veterinary-services-for-household-pets-in-the-uk>

<https://www.gov.uk/government/news/cma-identifies-multiple-concerns-in-vets-market>

イギリスではペットを飼う人がコロナ禍において増加したが、獣医療サービスの価格高騰はインフレ率を上回る状況で、CMAは市場での不適切な慣行について業界の見直しを開始した。2023年9月には市場調査実施に向けて情報提供を求め、ペットの飼い主や獣医師などから寄せられた約56,000件の回答と、動物診療所、保険関連企業等と面談した情報を公表し、このほど次のような問題を指摘した。

●約8割の動物診療所のウェブサイトに価格表示がなく、消費者への情報提供が不十分 ●2013年には9割を占めた個人開業獣医師が、少数の大規模獣医療サービス企業の買収で約4割にまで減少、低価格でシンプルな治療が減少し価格競争も弱体化 ●薬剤販売が獣医の収入のほぼ25%を占めるため、処方箋があれば動物診療所以外のネット等でも購入可能な

ことを不開示にするなどの行為で、消費者は割高の薬剤費や処方箋料を払っている ●1966年制定の現行の規則は、獣医師以外にも診療所開所が認められるようになる以前の個人獣医師を対象にしたもので、価格設定や開示などについて消費者への透明性等の確保といった規制の影響力は弱い ●RCVS(王立獣医師協会)の診療基準を導入しているのは動物診療所の約7割にとどまる、など。

CMAは、前例を見ないほど多数の情報提供は人々の高い関心を表しており、見直しに向かうCMAの方針の正当性を裏づけるものであるという。1年半～2年の調査期間後には、CMAの直接介入による消費者への情報提供の強制や、診療所運営事業や資産を売却・処分させるなど法的強制力を含む幅広い改善手段を取ることが可能になる。